

第89回 全国安全週間

期 間：平成 28 年 7 月 1 日 (金) ～ 7 日 (木)

【準備期間：平成 28 年 6 月 1 日 (水) ～ 30 日 (木)】

(スローガン)

み 見えますか？ あなたのまわりの 見え^みない危険^{きけん}
み^みんなで見つける 安全^{あんぜん}管理^{かんり}

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で89回目を迎えます。

この間、労働災害は長期的に減少し、平成27年は統計を取り始めて以来初めて、年間の死亡者数が1,000人を下回りました。

これは産業安全に携わった多くの先人がたゆみなく安全活動を展開した結果得られた画期的な成果と考えております。

一方、近年の産業構造の変化に伴って、拡大を続ける第三次産業等においては未だに安全に関して自ら取り組む意識が十分とはいえない状況にあります。

また、経験が浅い労働者が職場に潜む危険を察知できないことなどを背景として、休業災害を含む労働災害全体の数は十分な減少傾向にあるとは言えない現状にもあります。

こうした状況を踏まえ、皆様の職場におきまして、「見えますか？ あなたのまわりの 見え^みない危険^{きけん} みんなで見つける 安全^{あんぜん}管理^{かんり}」のスローガンのもと、職場の全員参加で危険箇所を見つけ出し、必要な対策を講じるとともに、職場で働く方々の安全意識を高め、安心して働ける職場づくりを達成いただくようお願いします。

主唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会
協賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会
港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

※裏面の「平成28年度全国安全週間実施要綱について」もご覧ください。

平成28年度全国安全週間実施要綱について（抜粋）

① 安全衛生活動の推進

- ・安全衛生管理体制の確立
- ・職業生活における安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等
- ・自主的な安全衛生活動の促進
- ・リスクアセスメントの普及促進
- ・その他の取組（安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承等）

② 業種横断的な労働災害防止対策

- ・転倒災害防止対策（STOP！転倒災害プロジェクト）
- ・交通労働災害防止対策
- ・非正規雇用労働者等に対する労働災害防止対策
- ・熱中症予防対策
- ・腰痛予防対策

③ 業種の特性に応じた労働災害防止対策

（１）製造業における労働災害防止対策

- ・機械・設備等の修理、点検、トラブル処理等の非正常作業に係る安全作業マニュアルの整備
- ・請負企業の労働者、派遣労働者、外国人労働者等に配慮した安全衛生管理、派遣元・派遣先における安全衛生教育の実施及び責任者間の連絡調整の徹底
- ・未熟練労働者の経験不足を補完するため、災害事例や視聴覚教材を活用した未熟練労働者に対する安全衛生教育の内容の充実・強化
- ・鉄鋼業等の装置産業の事業場における老朽化施設対策を含む安全管理に係る自主点検の実施及びその結果を踏まえた対策の実施
- ・化学設備の定期自主検査の計画的な実施、化学設備の改造・修理等の作業の注文者による文書等の交付等、工事発注者と施工業者との連携等の実施

（２）建設業における労働災害防止対策

＜一般的事項＞

- ・建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
- ・元方事業者による統括安全衛生管理と関係請負人に対する指導の徹底
- ・足場に係る改正労働安全衛生規則等を踏まえた墜落・転落防止対策の徹底や手すり先行工法等の「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」に基づく措置の実施、ハーネス型安全帯の積極的な使用
- ・クレーン、移動式クレーン、解体用機械等の車両系建設機械の検査・点検整備及び安全な作業方法の徹底
- ・事業所と現場の車両移動時の運転者の疲労軽減への配慮

＜東日本大震災に伴う復旧・復興工事の労働災害防止対策＞

- ・輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
- ・解体用機械等の車両系建設機械との接触防止、高所からの墜落・転落災害防止対策等の徹底
- ・一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置
- ・職長、新規入職者等に対する安全衛生教育の確実な実施及び作業内容に応じた保護具の使用

＜平成28年熊本地震に伴う復旧工事の労働災害防止対策＞

- ・輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
- ・解体用機械等の車両系建設機械との接触防止、高所からの墜落・転落災害防止対策等の徹底
- ・一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置
- ・職長、新規入職者等に対する安全衛生教育の確実な実施及び作業内容に応じた保護具の使用
- ・余震の発生や降雨による二次災害のおそれにも留意の上、土砂崩壊災害防止対策、土石流災害防止対策、墜落・転落災害防止対策等の徹底
- ・労働者に対する熱順化の状況確認、水分・塩分の適時摂取、休憩場所や休憩時間の設定等の熱中症予防対策の徹底

（３）陸上貨物運送事業における労働災害防止対策

- ・荷役作業中の荷台等からの墜落・転落防止対策の徹底
- ・荷主等との合同による荷役作業場所、荷役作業方法の安全点検及び改善の実施
- ・適正な労働時間管理、走行管理等の交通労働災害防止対策の実施

（４）小売店、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策

- ・安全衛生教育の実施、内容の充実、安全意識の啓発
- ・安全パトロール、４Ｓ活動（整理、整頓、清掃、清潔）、ＫＹ（危険予知）活動、危険の見える化、ヒヤリ・ハット等の安全活動の活性化、職場環境や作業方法の改善の実施
- ・安全推進者の配置促進、安全管理体制の整備

（５）林業の労働災害防止対策

- ・車両系木材伐出機械等の検査・点検整備及び安全な作業方法の徹底
- ・チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の徹底
- ・安全な手順に基づく「かかり木」処理の徹底

職場の安全、安全週間に関する情報はこちらでも発信しています！

厚生労働省

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzen.html>

中央労働災害防止協会

<http://www.jsha.or.jp/campaign/anzen/index.html>

あんぜんプロジェクト

<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/>

職場のあんぜんサイト

<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/>

詳しくは、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署にご相談ください。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署